

ARMAS 認定アドバイザー講座約款

(本約款の承諾)

第1条 一般社団法人日本PAS協会(以下「乙」とします。)が主催する ARMAS 認定アドバイザー講座(以下「本講座」とします。)の受講者(以下「甲」という)は、本会入会契約書(以下「入会契約書」とします。)の内容及び以下の条項を承諾するものとします。

(役務の提供及び対価の支払)

第2条 乙は、甲に対し、乙の定める講座指導カリキュラムに従って入会契約書記載の内容の役務を提供します。

2 甲は、入会金、月額受講料、その他入会契約書に記載された金額を同契約書に記載された方法により納入期限までに支払うこととします。

(講座の形態)

第3条 入会契約書記載の指導形態については、以下の通りとします。

- (1) Zoom 集合講座とは、所定の Web ミーティングルームで、所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。ただし、補助講師がつく場合もあります。
- (2) Zoom 個別講座とは、所定の Web ミーティングルームで所定の指導時間内に講師が受講者の必要に応じて個別に指導を行うものとします。
- (3) 個別補講とは、受講者の申請に対して乙が承諾をした場合の Zoom 個別講義を行うものとします。この場合、当該個別補講を受講する受講者は、乙が定める補講受講料を乙の定める支払い方法及び期限にて支払うものとします。
- (4) 合宿集合講座とは、必要に応じて主催者が開催する宿泊を伴う集合講座で、主催者の指定日時に希望者が参加し、所定の指導時間内に一人の講師が複数の生徒に対して授業形式で指導するものとします。ただし、補助講師がつく場合もあります。
この場合、当該合宿集合講座を受講する受講者は、乙が定める受講料及び必要費用を乙の定める支払い方法及び期限にて支払うものとします。

(講座の開始日)

第4条 本契約及び本約款において、講座の開始日とは、入会契約書に記載した日以降の講座開催日とし、所定の講座において指導がなされている限り、現実の受講の有無を

間わないものとします。

(講座の実施場所)

第5条 乙は、左記契約書記載の役務提供方法において講座を行います。但し、指導上の必要性に鑑み、乙の判断により、他の方法に変更することがあります。

(講座期間及び講座回数)

第6条 本講座の期間及び講座回数は、入会契約書に記載された期間内とします。

- 2 入会契約書及び本約款記載の内容に変更する場合、甲乙合意のうえ、書面によってのみ行うことができるものとします。

(関連商品)

第7条 本講座に付随して必要となる関連商品(教材等書籍、CD等、有料動画)の販売を行う場合、乙は、その関連商品ごとの価格・数量を明らかにするものとします。

(秘密保持義務)

第8条 甲は、入会契約の締結及び本講座の受講により知り得た乙及び他の受講者の、法律上、税務上、業務上、営業上、知的財産上その他一切の情報(以下「秘密情報」といいます。)を本講座の目的以外に使用してはならず、事前の相手方の書面による承諾なく、第口者の開示、漏洩、複製その他これらに類する行為をしないものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の義務が及ばないものとします。
 - (1) 情報開示者から開示される前からすでに公知であった情報
 - (2) 情報開示者から開示された後に情報受領者の責に帰すべき事由なく公知となった情報
 - (3) 情報受領者が第口者から秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (4) 情報受領者が法律上の要求に基づき、行政機関や裁判所から開示を求められた情報
 - (5) 情報受領者が秘密情報によらず独自に開発した情報

(中途解約)

第9条 乙は、甲から入会契約の解約の申し出があった場合であっても、初期費用(入塾金、その他入会契約の締結及び履行のために通常要する一切の費用等)及び解約申

出日の時点で既に提供された役務の対価は返還しないものとします。

- 2 前項の役務の対価の単価は、回数をもって計算するものとします。
- 3 第1項の解約があった場合であっても、乙は、第7条の関連商品の返品を受け付けず、また当該商品対価を返還しないものとします。

(個人情報保護)

第10条 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、原則として以下の目的のみに利用します。

- (1) 甲に対するサービスの案内、情報提供を行うため
- (2) 甲より照会を受けた内容に回答するため

- 2 本契約に際し乙が収集した個人情報に関しては、第10条への提供は行いません。

(紛争の解決)

第11条 入会契約及び本約款に定める事項及び契約内容について疑義が生じた場合、その他本約款に関して争いが生じた場合は、両者協議の上解決するものとします。

(裁判管轄)

第12条 甲及び乙との間で、入会契約及び本約款に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

特定商取引法に基づく概要書

2019年 4月15日

1. 事業者の氏名(法人名または個人名)、住所、電話番号、法人にあつては代表者の氏名

- ・ARMAS 認定アドバイザー講座
- ・一般社団法人 日本 PAS 協会
- ・茨城県つくば市吾妻 1-3 OSI つくば吾妻II1106 号
- ・電話 029-863-0891
- ・代表理事 山崎誠司

2. 役務の内容

《役務の種類》

ARMAS 認定アドバイザー候補を対象とした営業手法を主とした指導等

《役務提供の形態又は方法》

Zoom 集合研修、Zoom 個別講習、Zoom 個別補講、合宿集合研修など

《役務を提供する時間数などの合計》

原則毎月 1 回開催、1 回あたり 2時間

3. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

主催者作成資料(※毎月の受講料に含む)

4. 役務の対価(権利の販売価格)ほか支払わなければならない金銭の概算額

【初回金(税抜表示)】

入会金 5,000円、その他(宿泊費・飲食費の実費)

【月額分割(税抜表示)】

受講料 月額 5,000円(税抜き)

5. [4]の金銭の支払時期、方法

別途ご案内の電子的決済方法にて、ご案内の指定日迄にお支払い下さい。

6. 役務の提供期間

契約書面交付日以後開催日より終会まで。

7. クーリング・オフに関する事項

①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除(クーリング・オフ)をすることができます。

②. 入会申込・契約者は、当会が特定商取引法(以下「法」といいます。)第 44 条第1項の規定に違反して法第 48 条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当会が法第 44 条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第 48 条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当会が交付した法第 48 条第1項の書面を入会申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入会申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。

③. ①に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成宣します。

④. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当会が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入会申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

⑤. ④に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成宣します。

⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入会申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。

既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を書面を以って解除申請することによって解除(中途解約)することができます。前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。

A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 5,000+受取消費税

B. 契約の解除が役務提供開始後である場合 (a と b の合計額)

a 提供された特定継続的役務の対価 (受講料1ヶ月分) に相当する額

b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額、または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額

②.①の役務の対価の単価は(月・回数)をもって計算するものとします。

③.①に記す契約の解除があった場合、当社が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入会申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

④.③に記す契約の解約時に、入会申込・契約者が当社に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当社は入会申込・契約者に当該金額を返還するものとします。

⑤. 当社の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

⑥. 返還金のある場合は、入会申込・契約者の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を行う場合には、割賦販売法に基づき役務提供事業者が生じている事由をもってその支払請求に対抗できます。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

11. 特約があるときは、その内容

特約はありません。